

都内 障害福祉サービス事業所・施設 御中

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課長
東條 左絵子

福祉・介護職員処遇改善加算の計画書の提出について

日頃から、東京都の障害福祉行政について、御理解、御協力をいただきありがとうございます。
東京都において標記に係る計画書を下記のとおり受付することといたしましたのでお知らせいたします。

1 概要

令和 6 年度（令和 6 年 4 月サービス提供分から令和 7 年 3 月サービス提供分）において、令和 6 年度福祉・介護職員処遇改善加算（旧 3 加算及び新加算）の算定を希望する場合は、計画書の提出をお願いいたします。

令和 5 年度以前に計画書を提出されている事業者についても、令和 6 年 4 月以降に加算を算定しようとする場合、必ず改めて計画書の提出が必要です。

2 提出期間

令和 6 年 4 月 1 日(月)から令和 6 年 4 月 1 5 日 (月) 23 時 59 分まで

※上記期限は、福祉・介護職員処遇改善加算等（旧 3 加算）を 4 月又は 5 月から算定開始する場合及び新加算を 6 月から算定開始する場合の計画書の提出期限です。

※上記期限を過ぎた場合、福祉・介護職員処遇改善加算は 7 月以降の適用となります。

（4 月 1 6 日から 6 月 1 5 日までに提出いただいた場合は 7 月適用になります。）

3 提出書類

障害者サービス情報より計画書のダウンロードをお願いいたします。

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=022-057>

なお、今回は計画書の様式が複数ありますが、事業所の実態に合わせて選択いただければと思います。

※厚生労働省・こども家庭庁通知「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」も障害者サービス情報にアップロードされておりますので、併せてご確認ください。

※体制等状況一覧表等の届出（体制届出）につきましては、東京都への提出は不要です。

4 提出方法

原則、以下の提出フォームから御提出をお願いいたします。

【令和 6 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書 提出フォーム】
<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1711617755845>

※来庁されての持込や、郵送・FAX・メールによる提出は、受け付けておりません。

※受付が都に到達した場合、入力されたメールアドレス宛に到達確認メールが届きますので、削除せず保存しておいてください。

※提出先は、上記ホームページに掲載している「提出先・問合せ先」も併せて御確認ください。

5 お問合せ

御不明点等がございましたら、以下の問合せフォームから質問を承ります。計画書の提出期限との兼ね合いにより、問合せフォームでの問合せ受付は、令和6年4月1日（月）から令和6年4月8日（月）までといたします。それ以降のお問合せは、お電話にてお願いいたします。

【令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等 問合せフォーム】
<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1711620581509>

6 その他

- ・令和6年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金については別個に計画書の提出等必要になります。また、交付金の要件には、令和6年4月からベースアップ等支援加算の取得等が含まれておりますので、併せてご注意ください。
- ・今後も、処遇改善加算の計画書や実績報告書の提出依頼に関する東京都からの御連絡は、原則メールや東京都障害者サービス情報への掲載のみとさせていただく予定です。つきましては、**東京都へのメールアドレスの御登録に御協力をお願いいたします。**登録については、東京都障害者サービス情報のホームページに掲載している各サービス窓口まで、御問合せください。

東京都 福祉局 障害者施策推進部
地域生活支援課 処遇改善担当